

遺伝資源の機能解析等に係る途上国能力開発事業（新規）

【24(0)百万円】

対策のポイント

途上国との遺伝資源の取引を円滑にするため、遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や遺伝資源の探索及び機能解析等に関する能力向上を図ろうとする取組を支援します。

<背景/課題>

- ・平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、遺伝資源の利用や利益配分に関する名古屋議定書の採択により、遺伝資源へのアクセスや利益配分について新たな国際ルールができた。一方、遺伝資源提供国では権利意識の高まりから遺伝資源の持ち出しを規制する制度が構築されつつあります。
- ・提供国の関係者に対して遺伝資源の持続可能な利用が見込まれる適切な国内制度の構築や運用面における理解を深める必要があります。
- ・提供国の遺伝資源の探索、保存・管理、機能解析等に関する技能の向上を図ろうとする取組を支援することにより、我が国にとっては現地の有用な遺伝資源を効率的に収集、選抜することができ、利用者の利便性が向上します。また、提供国との信頼関係が醸成され、我が国の利用者による円滑な遺伝資源の取引が期待され、新たな品種、食品の開発が可能となる環境を確保することが見込まれます。

政策目標

海外からの遺伝資源の取得に関する合意が4カ国で行われる

<主な内容>

1. 遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進

遺伝資源の提供国において、国際取引に関するルールや、確実性・透明性の確保された適切な国内制度の構築を目指し、政府担当者の理解促進を図ります。

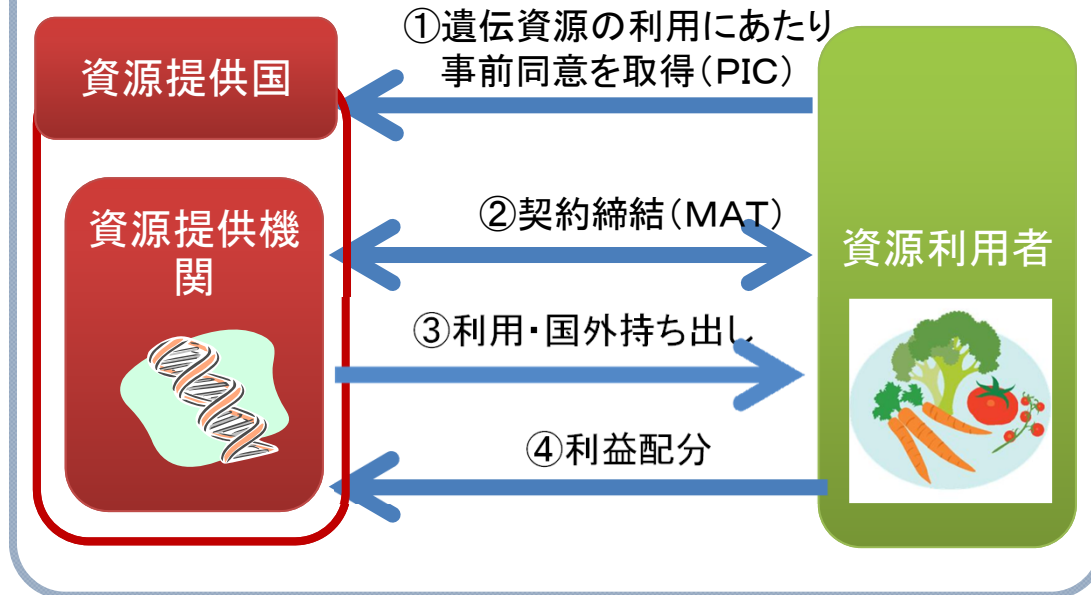
2. 遺伝資源の探索及び機能解析等に関する能力開発

我が国利用者にとっても有用な遺伝資源の発掘のため、専門家を派遣し、現地研究者等を対象に遺伝資源の探索、管理・保存及び収集した遺伝資源の機能評価等に係る技術移転を行い、遺伝資源に潜在する機能解析等に関する人材の育成を図ります。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房環境政策課（03-6744-2017（直））]

生物多様性条約で規定されている枠組み



海外遺伝資源の活用事例

水 稻

多収性品種 (北陸193号)
韓国と中国品種から育成した飼料用・バイオエタノール用米 玄米収量 1,000kg/10aを記録



イチゴ

四季成性 (デコルージュ)
イチゴは秋の低温等により花芽を作るため、夏秋期は輸入品に頼っている。デコルージュは2007年に品種登録され鮮度が良い国産イチゴとして洋菓子 (特にケーキ用) の需要が高い。米国からの遺伝資源の利用により国産が可能となった。



遺伝資源の機能解析等に係る途上国能力開発事業 (新規)

- ・ 遺伝資源提供国の関係者に対して遺伝資源の持続可能な利用が見込まれる適切な国内制度の構築や運用面における理解促進。
- ・ 提供国において遺伝資源の探索、保存・管理及び機能解析の技術移転及び人材育成支援。

資源提供国

- ・ 相手国にとっては、遺伝資源の探索、機能評価等の技術習得、人材育成
- ・ 我が国にとっては、有用遺伝資源の効率的な収集、選抜
- ・ 両国にとって遺伝資源の利用をめぐる良好な環境構築

日 本